

各県立学校長 殿

体育保健課長

学校における体育活動及び運動部活動中の事故防止等について（通知）

児童生徒の安全・安心を確保することは教育活動を行う上で最重要事項であり、体育活動及び運動部活動中の事故防止等についても、日頃から格別の配慮をいただいているところですが、児童生徒の事故等の事案が依然として報告されている状況にあります。

については、特に下記の事項に留意するとともに、参考資料並びに別添の「資料Ⅰ～Ⅵ」を参照し今後も引き続き事故防止等の徹底を図り、事故発生時には迅速かつ適切な措置が講じられるよう、貴校関係者へ指導願います。

記

- 1 安全な教育環境実現のため、事故防止に学校全体で組織的に取り組むこと。
- 2 万が一に備えた応急手当の対応や関係者への連絡システムの確立などの救急及び緊急連絡体制を整備すること。
- 3 予測される危険性の確認や用具・練習場などの安全確認を行うこと。
- 4 安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導を徹底すること。
- 5 運動部活動については、教職員やコーチなどの指導者が目的や意義を正しく理解し、生徒の実態に応じた適切な指導を行うこと。
- 6 体罰は法令に違反する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないという意識を全体に周知、徹底の上、定着させること。

<参考資料>

- 「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」
（平成24年7月 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議）
資料掲載ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/index.htm
- 「運動部活動指導の手引『運動部活動の指導の在り方』」
（平成22年2月 大分県教育委員会）
資料掲載ホームページ
<http://www.pref.oita.jp/site/sports/undoubukatudousidounotebiki.htm>